

広島中央警察署 交通だより

～自転車ルール編①～

★歩道通行について

●原則、車道通行です！



ただし、次のようなときは、普通自転車(注1)は歩道を通行することができます。

①「道路標識」「道路標示」で歩道を通行することができる」とされているとき。



②「13歳未満」
若しくは
「70歳以上」
又は
「一定の身体障害
を有する方」
が運転するとき。

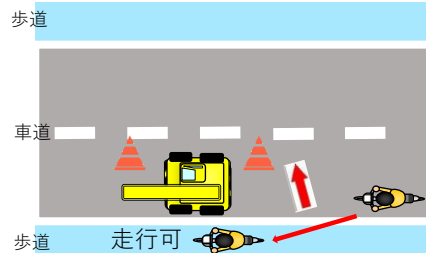
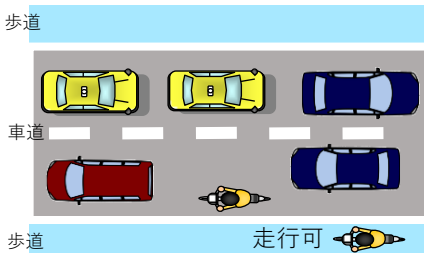
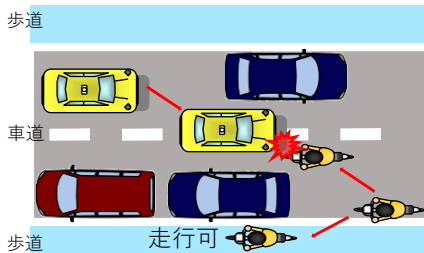


③車道又は交通の状況に照らし自転車の通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

④例 路上駐車が多い

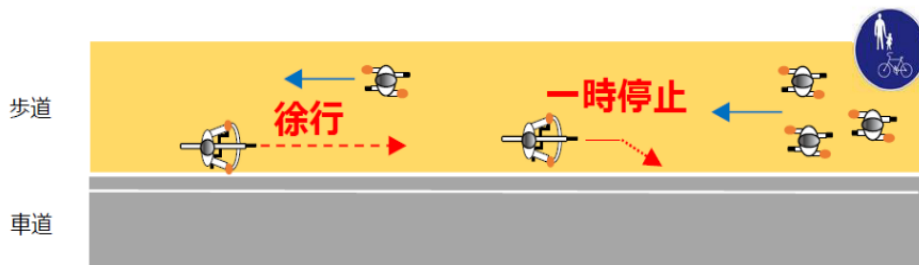
④例 交通量が多い

④例 道路工事をしている



●自転車で歩道を通行するときは・・・

- ①道路標示がある場合は、その部分を通行
- ②歩道の中央から車道寄りの部分を徐行運転
- ③歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止



「自転車道(注2)」がある道路では、必ず「自転車道」を通ってください。

注1：普通自転車とは、長さ190cm、幅60cm以内など道路交通法で定められた大きさや構造の基準を満たす自転車です。

注2：中区にある自転車道は、令和8年5月時点では平和大通り沿いのみです。

